

石川県公報

令和4年2月1日

第13478号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○保安林の皆伐面積の限度 (森林管理課)	3
		○県道の区域の変更 (道路整備課)	4
		公 告	
		○委託業務に係る企画提案書の募集公告 (文化振興課)	4
		○特定病院の認定公告 (障害保健福祉課)	5
		○土地区画整理組合の解散認可公告 (都市計画課)	6
		○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	6

告 示

石川県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ松任布市薬局	白山市布市一丁目177番地1	令和3年11月24日

石川県告示第41号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ松任布市薬局	白山市布市一丁目177番地1	令和3年11月24日

石川県告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
森明弘クリニック	野々市市横宮町67-1 ヴィテンののいち1F	令和3年12月11日
クスリのアオキ布市薬局	白山市布市一丁目170番地1	令和3年11月23日

石川県告示第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
森明弘クリニック	野々市市横宮町67-1 ヴィテンののいち1F	令和3年12月11日
クスリのアオキ布市薬局	白山市布市一丁目170番地1	令和3年11月23日

石川県告示第44号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アドニスライフ	羽咋市千路町に29番地	訪問看護ステーションアドニス	羽咋市千路町に29番地	令和3年 12月27日
株式会社アドニスライフ	羽咋市千路町に29番地	ふくろう介護相談センター	羽咋市粟生町イ82番地	令和3年 12月27日

石川県告示第45号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アドニスライフ	羽咋市千路町に29番地	訪問看護ステーションアドニス	羽咋市千路町に29番地	令和3年 12月27日
株式会社アドニスライフ	羽咋市千路町に29番地	ふくろう介護相談センター	羽咋市粟生町イ82番地	令和3年 12月27日

石川県告示第46号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	SMレズビアン	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年2月1日

石川県告示第47号

令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥 能 登 東 部 水 源 涵 ^{かん} 養 保 安 林	47.00	
奥 能 登 西 部	159.06	
中 能 登 東 部	12.34	
中 能 登 西 部	50.64	
中 能 登 中 部	49.90	
中 能 登 南 部	79.34	
富 来 川 神 代 川	10.22	
羽 昨 川	78.46	
犀 川 大 野 川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,210.26	{ 国有林 341.68 民有林 868.58
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,951.70	
奥 能 登 東 部 土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.22	
奥 能 登 西 部	1.04	
中 能 登 東 部	0.28	
中 能 登 西 部	2.84	
中 能 登 中 部	0.42	
中 能 登 南 部	6.50	
富 来 川 神 代 川	1.66	
羽 昨 川	18.16	
犀 川 大 野 川	7.58	
手 取 川	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66

梯 川	〃	5.16	{ 国有林 5.12 { 民有林 0.04
大 聖 寺 川	〃	0.12	
小 計		52.30	
中 能 登 西 部 干 害 防 備 保 安 林		1.68	
犀 川 大 野 川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能 登 地 区 保 健 保 安 林		134.52	
能 登 地 区 ~ 手 取 川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手 取 川 ~ 福 井 県 境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,397.78	

石川県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年2月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
宇出津町野線	鳳珠郡能登町字上町八字479番1地先から	旧	10.29 ~ 12.78	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字上町に部15番1地先まで	新	11.67 ~ 18.28	

公 告

委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務件名

石川県立図書館サービス業務

(2) 業務の内容

石川県立図書館サービス業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 履行期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

2 参加資格

(1) 実績要件

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、床面積5,000平方メートル以上の公共図書館での指定管理

又は図書館サービス業務（窓口業務及び資料整理業務の両方）の受託実績が1件以上ある者。

- (2) 契約日までに石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - ウ 参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 - オ 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者。

3 実施要領等の配布方法等

- (1) 配布期間
令和4年2月1日（火）から同年2月24日（木）17時まで
- (2) 配布方法
以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/index.html

4 企画提案書の受領期限等

- (1) 提出方法
実施要領に示す方法による。
- (2) 受領期限
令和4年2月24日（木）17時
- (3) 提出場所
6に示す場所

5 委託候補者の選定及び契約

- (1) 企画提案については、関係者で組織する選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会でその内容等を評価し、第1位及び以降の順位を決定する。
- (2) 委託候補者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

6 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎10階）
石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室
電話番号 076-225-1346

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の要否
要
- (3) 5(1)のプレゼンテーション（質疑応答含む。）への出席並びに提出書類等の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。
- (4) 詳細は、実施要領及び仕様書による。

特定病院の認定公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段に規定する特例措置を採ることができる精神科病院として次のとおり認定した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認 定 期 間
石川県立こころの病院	かほく市内高松ヤ36番地	令和4年2月1日から 令和7年1月31日まで
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	〃
七尾松原病院	七尾市本府中町ワ部5番地	〃
社会医療法人財団 松原愛育会 松原病院	金沢市石引4丁目3番5号	〃

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

組 合 の 名 称	解 散 認 可 年 月 日
七尾市万行地区土地区画整理組合	令和4年1月21日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和4年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
河北郡内灘町字宮坂七字11番6、河北郡内灘町字宮坂ホ28番2	金沢市直江西一丁目63番地アロンジェ・201号 西出 道 西出 千晃